

来月1日 青山学院大でシンポ

DV防止法など 国際基準で見直す

国連担当者も参加

催。国連が作成した「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」に基づき、ロベルタ・クラークディレクターが基調講演。HRNの担当者が、国内での事件などを例に、日本の法律や裁判所、警察の問題点について報告する。クラークさんとHRNの雪田樹理弁護士、シエルターネットの近藤恵子共同代表によるディスカッションもある。

ストーカー規制法の禁止命令は、被害者の相談を受けた警察が公安委員会に申し立てをしなくてはならず、十分活用されていないことへの批判がある。DV防止法の適用をめぐる

つては、配偶者や元配偶者だけでなく交際相手や元交際相手にも拡大すべきだとの指摘もある。交際中にDVがあり、ストーカー殺人などに発展する事件にも対応できていない。

コーディネーターを務めるHRN副理事長の後藤弘子千葉大大学院教授は「日本は女性への暴力に対する対応が（ストーカー規制法とDV防止法の）二本立てになっていることが問題だ。性暴力も含め被害を受けている人を中心とした横断的な制度にするために議論を深めたい」と話している。

午後一時半から。資料代千円。問い合わせはHRN 電03(3835) 2110へ。

(小林由比)

神奈川県逗子市などの女性刺殺事件を契機に、不備が指摘されているストーカー規制法やDV防止法を国際的な基準から考えるシンポジウムが十二月一日、青山学院大（東京都渋谷区）で開かれる。女性への暴力防止を扱う国連の女性専門機関「国連女性（UNウィメン）」のアジア太平洋地域ディレクターを交え、法改正のポイントを議論する。人権問題に取り組むヒューマンライツ・ナウ（HRN）と全国女性シェルターネットの二つのNPO法人が主